

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一
部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第一条　〔略〕

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一～四　〔略〕

〔削る〕

（定義）

第二条　〔略〕

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一～四　〔略〕

五

第六条の二第一項又は第二項（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の犯罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産

3～7　〔略〕

（組織的な殺人等）

第三条　〔略〕

2 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野にお

第三条　〔略〕

（組織的な殺人等）

2 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野にお

ける支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第五号、第六号及び第十三号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

ける支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第五号、第六号及び第十三号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

[削る]

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの)をいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもののが遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を行ふための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以

下の懲役又は禁錮

- 二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮
- 2| 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいづれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。
- 3| 別表第四に掲げる罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係る前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができる。
- 4| 第一項及び第二項の罪に係る事件についての刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十八条第一項の規定による取調べその他の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならない。

（国外犯）

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条第一項第一号に掲げる罪

（国外犯）

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係

に係る同条の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

(没収保全命令)

第二十二条 ①～5 「略」

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により押収することを妨げない。

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同項若しくは同条第二項の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

(没収保全命令)

第二十二条 ①～5 「略」

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法の規定により押収することを妨げない。

別表第一（第二条、第七条の二関係）

一 削除

別表第一（第二条、第七条の二関係）

一 第六条の二第一項又は第二項（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の

罪

二〇十 [略]

[削る]

別表第三（第六条の二関係）

二〇九十 [略]

別表第四（第六条の二関係）

二〇六 [略]

[削る]

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

1～3

〔略〕

附 則

1～3

〔略〕

改正

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部

4 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成
十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第四十号の次に次の二号を加える。

四十一の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）第七十六条の二第一
項（核爆発を生じさせる行為）の罪

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（検討）

〔削る〕

第十二条 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第一百九十八条第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることにも留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

2 政府は、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最

高裁判所平成二八年(あ)第四四二号同二九年三月一五日大法廷判決

において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制の処分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。